

第2節 生態系に応じた自然環境の保全と再生

〈主な指標と最新実績（2026[令和8]年3月末）〉

イワナの産卵床数：

48か所

第1項 多様な生態系の保全

1 県レッドデータブック改訂版の周知 【自然環境課】

近年の自然環境の改変により、野生生物の生息・生育環境が悪化し、かつてないスピードで多くの種が絶滅しつつあります。絶滅のおそれのある野生生物を保護するためには、その実態を知ることが不可欠であり、定期的な調査によって状況を確認する必要があります。

1966（昭和41）年には、国際自然保護連合が世界における絶滅のおそれのある野生生物種の状況をレッドデータブックとして取りまとめ、日本でも種の保護への取組を進めるため、1991（平成3）年に環境省が国内の絶滅のおそれのある野生生物種の状況を明らかにしたレッドデータブックを発行しました。

県では、2001（平成13）年から2002（平成14）年にかけて、県内に生息・生育する絶滅のおそれのある野生生物種の現状を「群馬県の絶滅のおそれのある野生生物動物編・植物編」（群馬

県レッドデータブック）として公表しました。その後も、学術調査等に基づく最新の情報を反映させ、より現況に即した内容に見直しを行うため、2012（平成24）年度及び2022（令和4）年度に改訂版レッドデータブックを公表しています。さらに急速な環境変化等に対応するため、レッドリストの部分改訂を随時行っており、2025（令和7）年度には、植物レッドリストの部分改訂を行いました。

絶滅のおそれのある野生生物を将来にわたって存続させていくために、レッドデータブックを県民や関係機関、各種団体等に広く公表・周知することで、生物多様性の保全に対する意識の醸成を図っていきます。また、関係機関等における各種事業の計画作成や事業実施に際して、保全への配慮を求めるとともに、環境アセスメント（環境影響評価）等の資料への活用を促します。

2 種の保護条例の推進 【自然環境課】

県では、絶滅に瀕する野生動植物を保護するため、「希少野生動植物の捕獲・採取等の規制」、「生息地等を保全するための行為の規制」、「効果的・計画的な保護管理事業の取組」などを定めた「群馬県希少野生動植物の種の保護に関する条例」を2014（平成26）年12月に制定し、2015（平成27）年4月から施行しました。

さらに、同条例に基づいて、2015（平成27）年8月には、特に保護を図るべきものとして11

種（動物3種、植物8種）の野生動植物を「特定県内希少野生動植物種」に指定し、2023（令和5）年9月には新たに7種（動物1種、植物6種）を指定しました。指定された種は捕獲、採取、殺傷又は損傷させることが原則として禁止され、違反した場合には罰則が科されます。

同条例等の周知を図るため、群馬県自然保護指導員兼県内希少野生動植物種保護監視員を設置して、監視体制を整備しています。

3 ニシブタ沢（イワナ保護水面）調査 【水産試験場】

長野、新潟の県境付近に位置する野反湖の流入河川の一つであるニシブタ沢は、水産試験場の調査でイワナが自然繁殖のみで資源を維持していることが明らかになり、1997（平成9）年11月10日に群馬県で初めて保護水面（「水産資源保護法」により水産動植物が発生するのに適した水面であ

るとして水産動植物の採捕が規制される水面）に指定されました。

その後、ニシブタ沢におけるイワナの資源量の増減を把握するため、産卵床造成跡の計数調査を水産試験場が毎年実施しています。

4 県内の自然史総合調査 【文化振興課】

自然史博物館では、群馬県内の野生生物や古環境、地質や岩石鉱物の学術調査を行い、これらを明らかにする研究を行っています。学術調査時には、許可を得て資料を採取し、研究に用いるとともに標本として後世に残す活動を行っています。特に、現生の動物や植物、菌類など現在の生物多様性に関わる調査研究、資料の収集では博物館職員だけでなく多くの連携機関や協力者の支援を得て進めています。

(1) 資料の収集

2025(令和7)年度に新規登録を行った資料は6,676点、現在までの登録総数は224,120点です。

表2-3-2-1 分野別資料登録数

No.	分野	R7年度	全登録数
1	哺乳類	224	7,878
2	鳥類	265	2,977
3	両生・爬虫類	6	654
4	魚類・円口類	10	902
5	昆虫	1392	63,193
6	クモ類		88
7	甲殻類		534
8	その他の節足動物		6
9	軟体動物	31	13,540
10	その他の無脊椎動物		235
11	ロット標本		910
12	種子植物	4,248	90,905
13	シダ植物	329	13,813
14	蘚苔類		831
15	藻類		1,054
16	地衣類		688
17	菌類	154	8,523
18	細菌類		0
19	人類		1,968
20	古動物	2	7,239
21	古植物		3,039
22	岩石	9	3,180
23	鉱物	6	1,908
24	環境・地質現象		55
合計		6,676	224,120

(2) 資料の保存

生物系収蔵庫の温湿度管理は、夏期20℃50%、冬期18℃55%、春秋期18~20℃50~55%としています。文化財害虫等への忌避対策として、生

物系収蔵庫出入口に積層タイプの除塵粘着シートマットの設置をしています。また、職員による全収蔵庫の点検は毎日実施しています。

(3) 群馬県内を対象とした主な調査研究

2023(令和5)年度から、学術調査地域をみなかみ町南部及び周辺地域に設定し、3か年計画で学術調査を実施しています。みなかみ調査過去5年間の調査実績を踏まえ、みなかみ町南部(旧新治村、月夜野町)をコアエリアとして調査を進めるとともに、群馬県でも、調査データが極めて乏しい中之条町(旧六合村)、高山村等近隣市町村を補完調査対象エリアとして、計画的に学術調査を進めています。本調査の3年目となる2025(令和7)年度は、昨年度までに行った状況調査をもとに、分野ごとに計画的な現地調査、資料収集を行いました。

以下の調査は、「みなかみ町南部及び周辺地域学術調査」を含む、群馬県内を対象とした主な調査研究の内容です。

ア 植物分野

- ・群馬県及び上信越・東北地域における維管束植物の分布調査
- ・群馬県及び周辺部の絶滅危惧植物の生態と保全に関する調査
- ・尾瀬のフロラに関する調査

イ 菌類分野

- ・群馬県における菌類生息状況調査
- ・自然史博物館周辺の菌類調査

ウ 動物分野

(無脊椎動物)

- ・群馬県における無脊椎動物生息状況調査
- ・自然史博物館周辺の陸貝の生息調査

(哺乳類)

- ・群馬県における哺乳類生息状況の長期モニタリング調査
- ・群馬県における外来生物調査
- ・群馬県における野生動物放射性物質汚染状況調査
- ・ニホンジカ個体数調整事業に伴う調査
- ・カモシカ個体数調整事業に伴う調査
- ・イノシシ個体数調整事業に伴う調査
- ・適正管理計画に関わる野生鳥獣の基礎調査

(鳥類)

- ・群馬県における外来生物調査
- ・群馬県における鳥類解剖調査
- ・群馬県における放射性物質汚染状況調査
- ・全国鳥類分布調査
- ・猛禽類鉛中毒調査

エ 博物館学分野

- ・自然史系博物館資料の3Dデジタル標本化

オ 古生物分野

- ・群馬県産及び当館所蔵の脊椎動物化石、並びにそれらと関連性の深い地層や化石に関する調査研究
- ・群馬県産及び当館所蔵の無脊椎動物化石、並びにそれらと関連性の深い地層や化石に関する調査研究

- ・群馬県産及び当館所蔵の植物化石、並びにそれらと関連性の深い地層や化石に関する調査研究
- ・群馬県産海生哺乳類化石及び関連標本の調査研究

カ 地質・岩石・鉱物分野

- ・群馬県自然環境保全地域「根本沢」の地質・岩石・地質現象調査
- ・みなかみ町西部における変質帯調査
- ・高崎市吉井町における多胡石の石材利用調査
- ・第四次尾瀬総合学術調査に関わる尾瀬周辺の地質調査
- ・中之条湖成層の分布調査

第2項 水辺空間の保全・再生

1 漁場環境対策の推進 【蚕糸特産課】

これまで行われてきた社会基盤整備や開発などによる河川湖沼の環境変化として、堰など河川横断工作物による縦断的な不連続性、河床の平坦化、川や水路の直線化、コンクリート護岸などによる横断的な不連続性、開発や人口増による水質悪化などがあります。

河川横断工作物により遮断される魚類の遡上経路を確保するため、魚道を設置しますが、河床低下などにより機能していないものがあり、また魚道自体がない箇所もあります。

2006（平成18）年度に10河川（利根川、渡良瀬川、広瀬川、烏川、神流川、鏑川、碓氷川、吾妻川、片品川、赤谷川）92か所の魚道を調査した結果、ある程度良好な魚道は28か所（30％）で、魚類などの移動に支障がある魚道は64か所（70％）でした。

支障のある魚道は魚類などの生息にとって好ましくないと考えられることから、県では、魚道の機能回復を行い、漁場環境の改善を行っています。

表2-3-2-2 魚道機能回復箇所

年度	魚道機能回復箇所	河川名
H19	金ヶ崎堰	碓氷川
H20	板鼻堰	碓氷川
H21	中宿堰	碓氷川
H22	安中大堰	碓氷川
H23	長野堰	烏川
H24	築瀬堰	碓氷川
H25、26	板鼻堰	碓氷川
H27	人見堰	碓氷川

年度	魚道機能回復箇所	河川名
H30	坂東堰	利根川
	金葛用水堰	桐生川
R元	榛名薄根大堰	薄根川
R2	人見堰	碓氷川
R3	町田用水堰	薄根川
R4	坂東大堰	利根川
R6、7	大口頭首工	野上川

2 多自然川づくり^{*1}の推進 【河川課】

私たちの身近にある川は、治水や利水といった役割を持つだけでなく、潤いをもたらす水辺空間や多様な生物を育む場でもあります。

このため、河川改修に当たっては、「多自然川づくり」を進め、河川が本来有している生物の生息・生育環境の保全・再生に配慮するとともに、地域の暮らしや文化とも調和した川づくりを行います。

また、希少野生動植物については、事前に生息・生育情報の有無を確認し、保護に必要な対策を講じています。

2025（令和7）年度についても、生物の生息・生育・繁殖環境を保全・創出する川づくりを実施しました。



一級河川石田川 太田市

^{*1}多自然川づくり：河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川整備や維持管理を行うことです。

第3項 尾瀬の保全

1 尾瀬保全対策 【自然環境課】

県では、尾瀬国立公園において、登山道の荒廃防止、植生回復、外来植物対策、公衆トイレの維持管理等、様々な面で環境保全対策に資することを目的として、関係団体と協働しながら各事業を実施しています。貴重な動植物や原生的な景観の保全を図るために、1966（昭和41）年から動物

や植物、気象等の専門家（尾瀬保護専門委員）に依頼し、継続的な調査研究等を実施しています。

調査結果については、毎年「尾瀬の自然保護」（群馬県発行）にて報告を行っており、尾瀬の保全対策を推進する一役を担っています。

2 尾瀬野生動物対策 【自然環境課】

尾瀬ヶ原では、ニホンジカによるミズバショウなどの希少な植物の食害や湿原の踏みつけが深刻化するなど、貴重な自然環境が損なわれ、生物多様性の劣化が問題となっているとともに、裸地化による土壌の流出などが懸念されています。そこで、群馬県では、ニホンジカによる尾瀬ヶ原の湿原及び尾瀬沼を含めた尾瀬全体の植生の荒廃を防ぐため、2013（平成25）年度から、関係機関と

連携し、国等の支援を受け、「尾瀬におけるニホンジカの生息密度の低減」を目指し、捕獲を実施しました。2025（令和7）年度は、春と秋冬・3月合わせて178頭を捕獲しました。

表2-3-2-3 シカ捕獲頭数実績 （単位：頭）

年度	R3	R4	R5	R6	R7
捕獲頭数	258	223	230	229	178

3 尾瀬適正利用推進 【自然環境課】

尾瀬への入山者は、1996（平成8）年度の647,500人（旧日光国立公園尾瀬地域）をピークとして、その後は減少傾向にあります。尾瀬国立公園全体での入山者数としても、東日本大震災直後の2011（平成23）年度は281,300人、2012～2015（平成24～27）年度は震災以前の入山者数に回復し30万人台で推移していましたが、2016（平成28）年度に再び30万人を割り、さらに2020（令和2）年度には新型コロナウイルス感染症の影響により過去最少人数の106,922人を記録しました。2021（令和3）年度以降は回復傾向にあり、2025（令和7）年度は171,821人でした。尾瀬入山者数の推移は表2-3-2-4のとおりです。

また、入山者が特定の時期や特定の入山口に集中する傾向は、入山者数がピークだった頃よりも緩和されつつありますが、ミズバショウ（6月上旬頃）、ニッコウキスゲ（7月中旬頃）の開花時期及び紅葉時期（9月下旬～10月上旬頃）の特に週末への集中は依然として続いており、入山口としては鳩待峠利用者が全体の約5割を占めています。このため、利用の分散化及び適正利用に向けた取組を、関係者と連携し、協力しながら行っ

ています。

(1) 尾瀬地区利用安全対策

残雪期の遭難防止対策、歩道の点検補修、危険木の伐採を行っています。

(2) 尾瀬の入山口のあり方の見直し

環境省と連携し、尾瀬関係者の協力のもと、尾瀬の多様な魅力をゆっくり楽しむ利用の促進を目指し、アクセスの利便性の変化が尾瀬を訪れる方に与える影響を把握することにより、入山口の魅力づくりや自動車利用のあり方の見直しを行っています。

2011～2013（平成23～25）年度の3年間は「尾瀬らしい自動車利用社会実験」として、鳩待峠においてバス・タクシーの乗降場所を入山口に近い鳩待峠第1駐車場から第2駐車場にできる限り変更して車の無い静かで落ち着いた雰囲気の入山口の実現を目指す取組を実施しました。また、通常は車の通行が禁止されている大清水～一ノ瀬間において、電動マイクロバス等の実験運行を実施し、2014（平成26）年度は、約70日間にわたる試験運行などを実施しました。それらの成果を

踏まえ、鳩待峠では、第1駐車場を閉鎖し第2駐車場を拡張する工事が行われ、2016（平成28）年度から供用を開始するとともに、大清水では、

2015（平成27）年度から大清水～一ノ瀬間で民間事業者による低公害車の営業運行が開始されています。

表2-3-2-4 尾瀬入山者数の推移

(単位：人)

年度 入山口	H30	R元	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
鳩待峠	158,200	145,400	56,782	54,377	82,657	89,594	84,719	94,954
	58.7%	58.7%	53.1%	47.8%	53.4%	54.8%	54.4%	55.3%
大清水口	13,800	13,500	9,523	9,039	11,864	13,241	12,165	12,851
	5.1%	5.5%	8.9%	7.9%	7.7%	8.1%	7.8%	7.5%
沼山口	50,700	47,900	14,303	16,413	21,526	21,072	19,725	21,168
	18.8%	19.3%	13.4%	14.4%	13.9%	12.9%	12.7%	12.3%
その他	47,000	40,900	26,314	33,966	38,677	39,592	39,021	42,848
	17.4%	16.5%	24.6%	29.9%	25.0%	24.2%	25.1%	24.9%
合計	269,700	247,700	106,922	113,795	154,724	163,499	155,630	171,821
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%



ぐんま尾瀬入域協力金実証実験

尾瀬は、高山地帯に位置し、独特の地形や気象により900種以上の植物やトンボやチョウなどの昆虫、鳥類や哺乳類などの多種多様な動物が生息しています。尾瀬特有のものも多く見られ、学術的価値も非常に高いことから、国立公園特別保護地区、国指定文化財特別天然記念物、ラムサール条約湿地として厳重に保護されています。

これまで、国や自治体、土地所有者等は、尾瀬の貴重な自然環境を保全するため、木道の維持管理や登山道の整備、シカ対策等の自然景観の保全等に取り組んできました。

一方、少子高齢化や人口減少等の社会経済状況の変化による国や自治体の厳しい財政状況に加え、入山者の減少や経営者の高齢化に伴い、遭難救助や登山道整備の現場で重要な役割を果たしてきた山小屋等は厳しい経営状況に置かれています。

ぐんま尾瀬入域協力金実証実験協議会では、みんなの尾瀬をみんなで守り、後世へ引き継いでいくため、利用者にも保護・管理の財源を御負担いただくことで、保護や整備が充実するとともに尾瀬の魅力が向上する好循環の仕組みづくりを目指し、2026～2027（令和8～9）年度に尾瀬国立公園（群馬県域）で入域協力金の実証実験を行い

ます。

2026（令和8）年度の実証実験は、8月10日（月）から8月19日（水）の10日間、9月11日（金）から9月20日（日）の10日間の計20日間実施します。場所は、尾瀬（群馬県域）の入山口である、鳩待峠と大清水の2か所です。8月の実証実験では、収受員を配置し、協力の呼びかけを実施します。9月の実証実験では、収受員を配置せず、収受箱のみ設置する無人での実証実験を行います。協力いただいた方には、協力者証を配布予定です。

皆様からいただいた協力金については、尾瀬の木道の維持管理、登山道の整備、自然景観の保全等に活用させていただきます。

皆様の御理解と御協力をよろしくお願いします。

なお、2027（令和9）年度の実証実験については、期間を拡大し、長期での実証実験を行うとともに、協力率向上、コスト改善等の取組を行う予定です。

本実証実験を通じ、協力率の把握、協力金導入による影響評価、収受主体の機能検証等の評価検証を実施します。2026～2027（令和8～9）年度の実証実験結果を踏まえ、関係者と尾瀬全域での入域協力金について、更に議論していきます。

4 尾瀬山の鼻ビジターセンター運営 【自然環境課】

山ノ鼻地区にビジターセンターを設置し、入山者に尾瀬の自然や保護活動に関する情報を提供しています。管理運営を尾瀬保護財団に委託し、自然解説業務、登山者の利用安全指導、木道の点検補修や公衆トイレの清掃管理等を実施しています。

また、県有公衆トイレ（山ノ鼻、竜宮）の維持管理を行っています。水の処理等に多額の費用が

掛かるため、利用者からのトイレチップの協力をお願いしています。

- ビジターセンター開所期間
2025（令和7）年5月13日～10月31日
（172日間）
- 入館者数：94,350人

5 尾瀬ネイチャーラーニング 【自然環境課】

県では、社会状況の変化や県の新・総合計画の7つの政策の柱の一つである教育イノベーションを踏まえ、尾瀬や芳ヶ平湿地群の自然や文化等を生かし、環境教育のみならず、幅広い実社会での課題解決に生かす探究的・教科横断的な学び（STEAM教育）や尾瀬の保全と利用の好循環につなげる「尾瀬サスティナブルプラン」を実施し

ています。尾瀬ネイチャーラーニングでは、誰もが取り組める入門的なSTEAM教育プログラムを実践し、定着を図るため、県内外の小・中学校等に対して必要経費の補助を行いました。2025（令和7）年度の参加者は、33校2団体、1,173人でした。

表2-3-2-5 尾瀬ネイチャーラーニング参加校・団体・参加者数

県内外・種別			年度	R3	R4	R5	R6	R7
県内	小学校	参加校数	9校	33校	33校	34校	28校	
		参加人数	292人	1,157人	1,223人	1,226人	819人	
	中学校	参加校数	9校	15校	12校	7校	4校	
		参加人数	326人	1,267人	942人	390人	61人	
	社会教育団体	参加団体数	－	1団体	2団体	1団体	2団体	
		参加人数	－	24人	19人	10人	41人	
県外	小学校	参加校数	－	－	－	－	－	
		参加人数	－	－	－	－	－	
	中学校	参加校数	－	－	1校	1校	1校	
		参加人数	－	－	269人	247人	252人	
	社会教育団体	参加団体数	－	－	－	－	－	
		参加人数	－	－	－	－	－	
合計		参加校・団体数	18校	48校、1団体	46校、2団体	42校、1団体	33校、2団体	
		参加人数	618人	2,448人	2,453人	1,873人	1,173人	